児童手当制度のご案内

●現況届について

受給者の現況を公簿などで確認できる場合は、現況届の提出は原則不要となっています。ただし、①~⑤に該当す る方は引き続き現況届の提出が必要です。該当する方には、美波町から案内をお送りしますので、6月30日までに 提出してください。

- ①離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が美波町と異なる方
- ③法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- ④支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ⑤その他、美波町から提出の案内があった方(児童と別居している、配偶者の住民票が美波町と異なる、受給者が 祖父母等の養育者である方など)
- ※①~⑤に該当する場合で、現況届の案内が届いていない方は、役場福祉課までお問い合わせください。

町内に住民登録があり、0歳から中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育してい る方が対象となります。

- ※公務員の方は、勤務先でのお手続き、勤務先からの支給となります。
- ※児童福祉施設等に入所されている場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に支給し ます。この他の支給要件もあります。詳しくは役場福祉課までお問い合わせください。

●支給額

| 所得制限 | 対象年齢 | 支給金額 | | |
|---------------------|----------------------|-------------|--|--|
| 所得制限限度額未満の方 | 0歳~3歳未満 (一律) | 月額 15,000 円 | | |
| | 3歳~小学校修了前(第1子・第2子)※1 | 月額 10,000 円 | | |
| | 3歳~小学校修了前(第3子)※1 | 月額 15,000 円 | | |
| | 小学校修了後~中学校修了前(一律) | 月額 10,000 円 | | |
| 所得制限限度額~所得上限限度額未満の方 | 0 歳~中学校修了前(一律) | 月額 5,000円 | | |
| 所得上限限度額以上の方 | | 支給なし※ 2 | | |

- ※ 1: 第何子目かは、18 歳到達後最初の3月31日までの養育している児童のうち、年長から順に数えます。
- ※ 2: 所得額が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されなくなり、受給資格が消滅となります。なお、児童手当等 が支給されなくなったあとに所得額が所得上限限度額を下回った場合(所得更生を行った場合も含む)新たに認定請求 をしなければ、児童手当等は支給されませんので、ご注意ください。

●支給時期

原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までが支給されます。

●関係届出・手続について

受給該当の方は、各種届や請求書を提出する必要があります。詳しくは、役場福祉課までお問い合わせください。 ※届出が遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなかったり、過払い分を返金していただくことになります。 ※出生や転入手続きは、15日以内の申請が必要です。

| 提出を必要とするとき | 届出の種類 |
|--|----------|
| 新たに受給資格が生じたとき (初めてお子様が生まれた・養育するようになった) | 認定請求書 |
| 養育する児童が増減したとき | 額改定認定請求書 |
| 受給者の離婚や施設入所などより養育する児童がいなくなったとき | 受給事由消滅届 |
| 受給者が公務員になったとき | 受給事由消滅届 |
| 受給者または養育する児童の住所もしくは氏名が変わったとき | 住所・氏名変更届 |

【お問い合わせ】役場福祉課☎ 0884-77-3614

子どもはぐくみ医療費助成事業について

0歳~18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さまの入院・通院の保険診療にかかる費用を町が負担します。

●対象となる方

美波町に住民登録し健康保険に加入している、0歳~18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるお子さま(婚 姻している方、婚姻と同様の事情にある方を除く)の保護者が助成の対象となります。

※令和3年1月診療分から所得制限を撤廃しています

●受給者 (保護者) 区分

| 区分I | 0~3歳未満児 | |
|-----|-------------|-----------------|
| 区分Ⅱ | 3歳以上6歳未満児 | 入院・通院とも一部負担金は無料 |
| 区分Ⅲ | 6歳児~小学校修了まで | |
| 区分Ⅳ | 中学校修了まで | |
| 区分V | 中学校修了後~18歳 | |

[※]区分変更時には、新しい受給者証をお送りします。

ただし、美波町にて所得の確認等ができない場合は必要書類のご提出をお願いすることがあります。

●受給者証が利用できない場合(償還払い手続き)

つぎのような場合、医療機関の窓口で支払った医療保険の自己負担分は、後日償還払いの手続きが必要となります。

- Case 1) 県外の医療機関やこの制度の委託を受けていない医療機関で受診した場合
- Case 2) 受給資格があって受給者証がお手元に届くまえに、受診した場合
- Case 3) 健康保険の給付対象となる補装具を医療機関の診断により装着した場合

※健康保険組合へ先に申請し、健康保険組合から助成を受けた金額のわかる支給決定通知の写しおよび、医師の証明書 の写しが必要となります。

【手続きに必要な物】

- 1) 子どもはぐくみ医療費受給者証
- 2) 保険診療分の領収書(原本)
- 3) 金融機関の口座 (扶養者名義のもの)
- 4) 高額療養費に該当する場合は健康保険組合からの「支給決定通知書」
- 5) 他の公費負担医療費制度が適用された後の自己負担分については、対象となる公費医療の認定を受けていること がわかるもの

助成対象者で受給者証をお持ちでない方や、住所・氏名・加入している健康保険等に変更があった 場合は、美波町役場福祉課、または由岐支所で手続きをしてください。

子育て支援情報

▶すくすくサポート(こども園の園開放)

未入園児とその保護者の方を対象とした事業です。こども園の雰囲気を感じることができ、また子育てに ついて保育士と相談することができます。

申込予約は必要ありません。お問い合わせは各こども園まで。

※こども園の行事等により開放日が変更となる場合があります。

▶日和佐こども園(☎0884-77-0133/☎0884-77-0092) ▶由岐こども園(☎0884-78-0547)

毎週木曜日 9:30~11:00

毎週水曜日 9:30~11:00

▶赤松こども園 (☎ 0884-79-3002)

▶阿部こども園(☎0884-78-0672)

広報みなみ No.207 7

毎週木曜日 9:30~11:00

毎週木曜日 9:30~11:00

6 広報みなみ No.207

[※]令和4年度より更新申請が不要になりました。